

○佐渡市豪雨災害被災復旧応援金交付実施要綱

令和 7 年 9 月 26 日

告示第213号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、令和 7 年 8 月 6 日からの豪雨による災害によって被害を受けた市民が速やかな復旧を図るため、経済的負担の軽減を目的にその復旧等に要する費用に対し、予算の範囲内で応援金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

- (1) 災害 令和 7 年 8 月 6 日から令和 7 年 8 月 12 日にかけての豪雨による災害をいう。
- (2) 住宅 現に自己の居住の用に供する建築物をいう。
- (3) 非住宅 前号に該当しない建築物をいい、現に使用されているものに限る。
- (4) 宅地 住宅又は非住宅の敷地に供せられる土地をいい、個人が所有するものに限る。
- (5) 農業用施設 個人が利用する農道、ため池又は水路をいう。
- (6) 所有者等 所有者、管理者、使用者又は賃借人をいう。
- (7) 施工業者 市内に事業所を有する法人又は本市に住民登録を行っている個人事業主をいう。
- (8) 復旧等 災害により被災した宅地又は農業用施設における必要な範囲の復旧、排土又は倒木や木くず等の処理をいう。

(令 7 告示227・一部改正)

(届出者)

第 3 条 施工業者に復旧等を発注し、応援金の交付を受けようとする者(以下「届出者」という。)は、市内に住所を有するほか、次のいずれかの要件を備えていなければならない。

- (1) 宅地の所有者等であること。
- (2) 農業用施設の所有者等であること。

(対象経費及び応援金の額)

第4条 応援金は、届出者が施工業者に発注して実施する復旧等に要する経費（以下「対象経費」という。）が10万円以上の場合に交付する。

2 応援金の額は、別表に掲げる額とする。

3 対象経費は、次に掲げるものを除いた経費とする。

- (1) 構造安全性において過剰なグレードアップを目的とする経費
- (2) 農地の復旧に係るもの
- (3) 住宅及び非住宅の復旧に係るもの
- (4) 寺社仏閣に係るもの
- (5) 他の公共事業による補助対象経費又は代行工事を受ける部分の経費
- (6) 2以上の受益戸数が現に作付又は保全管理を行う農地を通行又は農業用水を供給するもの

4 応援金の交付を受けることができる対象経費は、宅地又は農業用施設のいずれかとする。

5 応援金の交付は、1世帯当たり1回限りとする。

(届出)

第5条 届出者は、豪雨災害被災復旧応援金届出書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 罹災届出証明書の写し
- (2) 復旧等の見積書の写し
- (3) 被災箇所・状況が分かる資料
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

2 前項の規定は、既に復旧等が完了しているときは、次条に規定する完了の報告を同時に行い、前項第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(完了の報告)

第6条 届出者は、復旧等を完了したときは、豪雨災害被災復旧応援金完了報告書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事契約書又は工事代金請求書の写し
- (2) 工事代金領収書等の写し
- (3) 復旧等費用の内訳書
- (4) 復旧等が完了した状況が分かる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定により完了の報告があった対象経費の額が、前条の規定により届出があった対象経費の額を超えるときは、応援金の額を変更しないものとする。

(決定及び交付)

第7条 市長は、前条の規定により完了の報告があったときは、内容を確認の上、交付を決定し、豪雨災害被災復旧応援金交付決定通知書（様式第3号）により届出者に通知するとともに、遅延なく応援金を交付するものとする。

(交付に関する周知)

第8条 市長は、事業の実施に当たり、交付の要件、届出の方法、事業の概要について、市民への周知を行う。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、交付後に偽りその他不正の手段が判明したときは、交付を受けた者に対し、交付を行った応援金の返還を求める。

(権利譲渡又は担保の禁止)

第10条 交付を受ける権利は、譲渡又は担保に供してはならない。

(所管)

第11条 この事業の事務は、建築住宅課において所掌する。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定め

る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、令和 7 年 12 月 26 日以前に、この告示の規定に基づき既になされた届出書の提出があった応援金の交付に関しては、令和 8 年 3 月 31 日以後も、なおその効力を有する。

附 則(令和 7 年 10 月 8 日告示第 227 号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表(第 4 条関係)

応援金の額

対象経費	応援金の額
20 万円以上	10 万円
10 万円以上	5 万円

佐渡市長 様

（届出者）住所

氏名

電話番号

豪雨災害被災復旧応援金届出書

佐渡市豪雨災害被災復旧応援金交付実施要綱第5条の規定により届け出ます。
届出内容に偽りその他不正はないことを誓約します。

被災箇所	佐渡市		市 処理欄
被災種別	☐ 宅地 ☐ 農業用施設（ ☐ 農道 ☐ ため池 ☐ 水路）		番号 （受付者氏名） （農林水産復興課 確認）
	所有者	☐ 届出者と同じ ☐ 届出者以外 氏名 _____ （所有者の承諾 ☐ 有 ☐ 無）	
復旧内容 （複数選択可）	☐ 法面整形 ☐ 擁壁等設置 ☐ 路面復旧 ☐ 土砂の排土 ☐ 倒木・木くず等の除去・処分 ☐ ため池の修復 ☐ 水路の修復 ☐ その他（ ）		
対象経費	円		確認経費
応援金額	円		確認金額
予定施工業者	所在・住所		
	名称・氏名		
	電話番号		
予定工期	年 月 日 ～ 年 月 日		
添付書類	(1) 罹災届出証明書の写し（ ☐ 有 ☐ 以下により申請） (2) 復旧等の見積書の写し (3) 被災箇所・状況がわかる資料（位置図・写真など） (4) 市長が特に必要と認めるもの		
承諾事項	応援金交付の審査に必要な個人情報の閲覧・収集について、貴職が実施することについて承諾します。		

罹災届出証明申請書

※罹災届出証明書をお持ちでない方は、以下の必要事項を記入いただければ届出書への添付は不要です。なお、証明書原本は後日郵送します。

罹災日時	年 月 日 未明・午前・午後 時頃
罹災状況	

市確認欄

☐ 住民基本台帳 ☐ 運転免許証	☐ 保険証 ☐ 職員確認	☐ マイナンバーカード ☐ 外国人登録証	☐ 納税通知書 ☐ その他（ ）
---	---	---	---

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

（届出者）住所

氏名

電話番号

豪雨災害被災復旧応援金完了報告書

佐渡市豪雨災害被災復旧応援金交付実施要綱第6条の規定により報告します。
報告内容に偽りその他不正はないことを誓約します。

☐ 届出時と変更なし ☐ 変更後の内容は以下のとおり		市 処理欄
復 旧 場 所	佐渡市	
種 別	☐ 宅地 ☐ 農業用施設（ ☐ 農道 ☐ ため池 ☐ 水路）	番号 （受付者氏名） （農林水産部農政課）
	所有者 ☐ 届出者と同じ ☐ 届出者以外 氏名 _____ （所有者の承諾 ☐ 有 ☐ 無	
復 旧 内 容 （複数選択可）	☐ 法面整形 ☐ 擁壁等設置 ☐ 路面復旧 ☐ 土砂の排土 ☐ 倒木・木くず等の除去・処分 ☐ ため池の修復 ☐ 水路の修復 ☐ その他（ ）	
対 象 経 費	円	確認経費
応 援 金 額	注)届出した応援金額以下の金額 円	確認金額
施 工 業 者	住所 佐渡市 _____ 名称 _____	
完 了 年 月 日	年 月 日	
振 込 口 座	金融機関名	
	支店等	
	口座番号	普通・当座
	フリガナ	
	口座名義人	
添 付 書 類	(1) 工事契約書または工事代金請求書の写し (2) 工事代金領収書等の写し (3) 復旧等費用の内訳書 (4) 復旧等が完了した状況がわかる写真	

※応援金の振込口座が確認できるものをご持参ください。

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

様

佐渡市長

印

豪雨災害被災復旧応援金交付決定通知書

佐渡市豪雨災害被災復旧応援金交付実施要綱第 7 条の規定により次のとおり交付することに決定したので通知します。

交付決定額

円

様式第 1 号（第 5 条関係）

様式第 2 号（第 6 条関係）

様式第 3 号（第 7 条関係）